

岡山市小規模貯水槽水道取扱要領

(目的)

第1 この要領は、小規模貯水槽水道が適正に管理されることによる、清浄な飲料水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「小規模貯水槽水道」とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に規定する「貯水槽水道」であって、法第3条第6項に規定する「専用水道」及び法第3条第7項に規定する「簡易専用水道」を除くものをいう。
- (2) 「設置者」とは、小規模貯水槽水道の設置者をいう。なお、設置者以外に当該水道を含む建物全部の管理について権原を有する者があるときには、この権原を有する者を含む。

(施設の管理)

第3 設置者は、供給する水の安全を確保するため、次に定めるところにより、施設の管理に努める。ただし、当該水道を設置する建物が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物に該当する場合は除く。

- (1) 水槽の清掃 毎年1回以上、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、様式第1号に定める項目により行い、点検後点検検査表を3年間保存すること。

(水質検査)

第4 設置者は、毎年1回以上、定期に、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

なお、検査は様式第1号により行い、検査後点検検査表を3年間保存すること。

(措置)

第5 供給する水の安全を確保するために、設置者が講ずべき措置を次のとおりとする。

- (1) 第3(2)に規定する点検の結果、水槽に異常を認めたときは、速やかに補修等の改善措置を講ずること。
- (2) 給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を実施し、その安全性の確認を行い必要な措置を講ずること。
- (3) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用しないよう関係者に周知させること。
- (4) (1)から(3)に定めるもののほか、水道事業者及び保健所が特に必要と認めて行う指導、助言に従い、措置を講ずること。

(管理及び検査の委託)

第6 設置者は、第3に定める管理及び第4、第5(2)に定める水質検査を自ら行うことができない場合は、次の者に委託することができる。

(1) 第3(1)に規定する水槽の清掃

建築物衛生法第12条の2第1項第5号に規定する者

(2) 第3(2)に規定する水槽の点検及び第4に規定する水質検査

法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は市長が認める者

(3) 第5(2)に規定する水質検査

法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法第12条の2第1項第4号に規定する者

(施設の把握等)

第7 保健所長は、小規模貯水槽水道の実態を把握するため、必要に応じ水道事業者と情報交換等を行うこととし、四半期毎に様式第2号により設置情報の提供を受けるものとする。

(指導等)

第8 保健所長は、小規模貯水槽水道の適正な管理を図るため、設置者に指導を行うとともに、関係者からの相談に応じる等、衛生管理の普及啓発に努めるものとする。

(施設の検査等)

第9 保健所長は、第8の指導を行うにあたり、必要があると認めるときは、職員に設置者等の同意を得て、当該施設、水質又は必要な帳簿類等を検査させるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月25日から施行する。